

日向・東臼杵圏域 広域景観形成指針

平成28年1月 作成

日向・東臼杵市町村振興協議会

建設部会 土木専門部会

目 次

1. 策定の趣旨	1
2. 指針の位置付け	1
3. 基本方針	1
4. 区域の考え方	2
5. 景観形成区域	3
6. 景観形成重点箇所	5
7. 指針適用除外の考え方	6
8. 市町村の取組	7
(1) 美々津地区（日向市）	7
(2) 米の山地区（日向市）	8
(3) 遠見山地区（門川町）	9
(4) 石峠レイクランド周辺（美郷町）	10
(5) 塚原ダム周辺地区（諸塚村）	11
(6) 上椎葉ダム周辺地区（椎葉村）	12
(7) 十根川地区（椎葉村）	13

1. 策定の趣旨

日向・東臼杵圏域は、日豊海岸国定公園に指定されている風光明媚な海岸線や九州山地の緑豊かな山々、耳川の清流をはじめ、古き良き田園風景や豊かな水面を湛えるダム湖などの素晴らしい景観を地域資源として共有している。

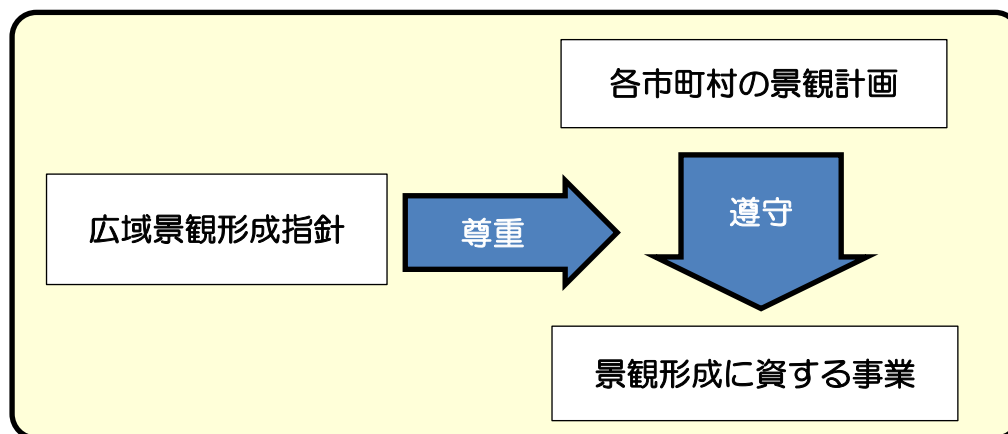
現在、本圏域を構成する1市2町2村は、景観行政団体へ移行し、これらの地域資源を活かした景観形成に取り組んでいるところである。

景観は、自然を基調としながら、道路や建築物など、そこで暮らす人々の生活や文化が融合し形作られるものであることから、本圏域を構成する全ての団体や個人が景観形成に関する共通認識を持ち、それぞれに役割を分担しながら、総合的かつ計画的に取り組んでいく必要がある。

このようなことから、圏域内の市町村で構成する日向・東臼杵市町村振興協議会の土木専門部会では、圏域が一体となって景観形成に取り組むためのガイドラインとなる「広域景観形成指針」を策定した。

2. 指針の位置付け

各市町村は、景観計画等に基づく景観形成に資する事業の実施にあたり、本指針を尊重するものとする。



3. 基本方針

「住みやすく、美しい圏域づくり」を目標として、本指針に基づき、歴史や文化等と自然景観との調和を基軸として、現風景を活かした新規植栽や既存樹の適正な保全、また道路附属物等の色彩の統一化を図っていくこととする。

なお、景観の形成にあたっては、特に、下記に事項について配慮するものとする。

- (1) 自然環境への配慮
- (2) 地域性（場所、歴史、文化等）への配慮
- (3) 生活や活動への配慮

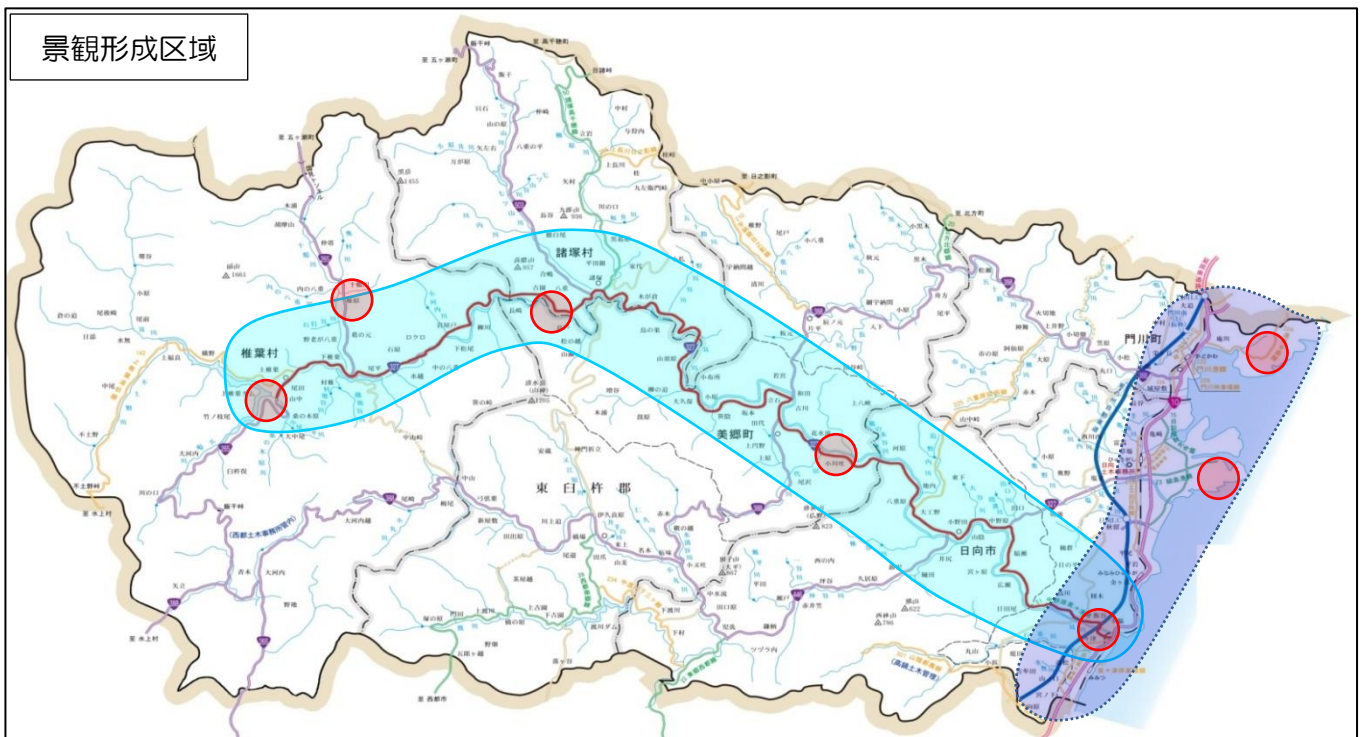
4. 区域の考え方

本指針の対象となる区域は、本圏域において重要な地域資源である耳川や日豊海岸国立公園を含む沿線を、それぞれ「川の景観形成区域」、「海の景観形成区域」として、沿道修景に取り組むこととする。

また、その景観形成区域の中で、各市町村を代表する眺望スポットを「景観形成重点箇所」に指定し、良好な視点場の確保や植栽等に取り組んでいくこととする。

本指針の対象となる景観形成区域は、下図のとおりである。

本指針は、基本的にこれらの区域に適用されるものであるが、これらの区域から視認が可能な範囲及び連携した取組が必要な区域においても、本指針に基づき、広域的な観点から景観形成に努めていくこととする。



区分		凡例	市町村	箇所
景観形成区域	川の景観形成区域		日向市 美郷町 諸塚村 椎葉村	・ 耳川 ・ 奥ひむか耳川街道 (中野原美々津線～国道 327 号～国道 265 号)
	海の景観形成区域		日向市 門川町	・ 日豊海岸国立公園 ・ 国道 10 号
景観形成重点箇所			日向市	・ 米の山地区 ・ 美々津地区
			門川町	・ 遠見山地区
			美郷町	・ 石峠レイクランド周辺地区
			諸塚村	・ 塚原ダム周辺地区
			椎葉村	・ 上椎葉ダム周辺地区 ・ 十根川地区

5. 景観形成区域

(1) 川の景観形成区域

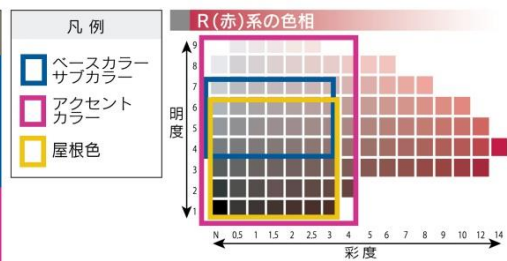
本区域は、本圏域を貫流する2級河川耳川沿いの「県道中野原美々津線～国道327号～国道265号」の路線を「奥ひむか耳川街道」と名付け、下記の事項等に取り組むことにより統一した景観形成を図る。

① 取り組む事項

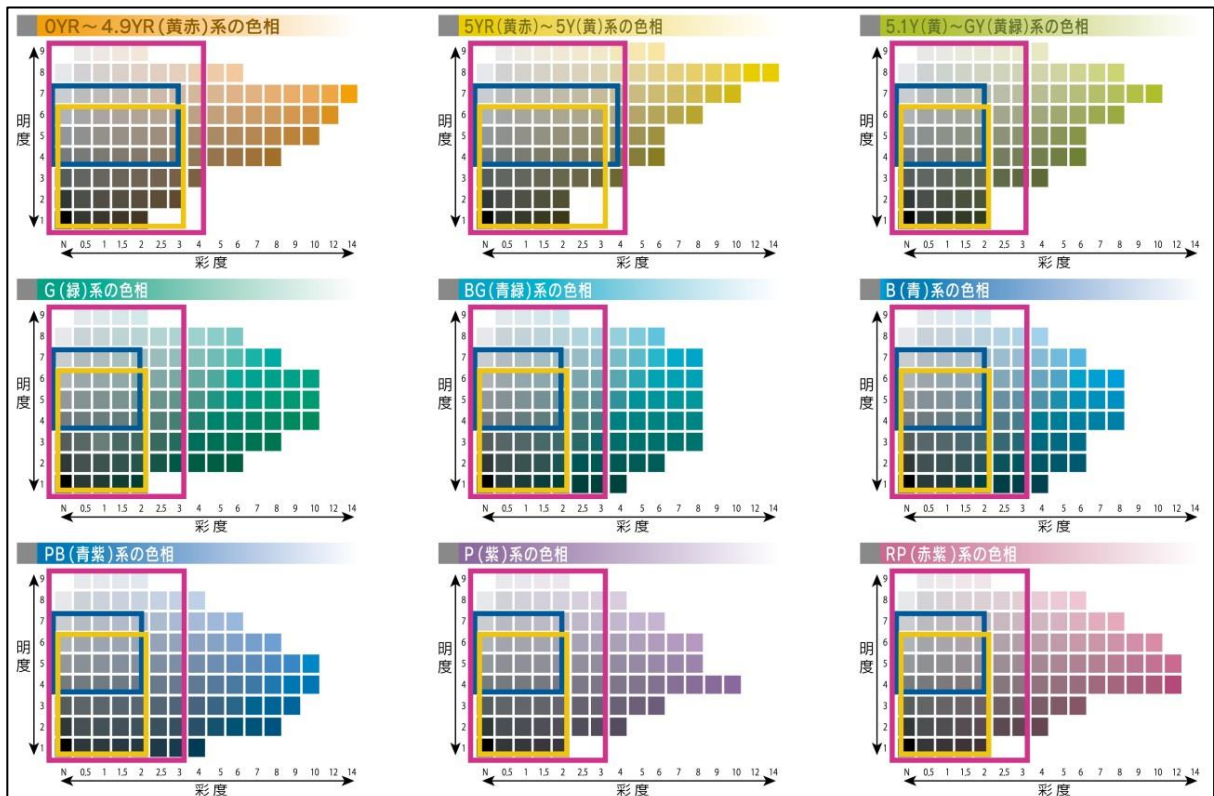
- ・車窓から見た風景の適正な維持管理及び地域資源と連携した新たな植栽。
- ・道路附属物（フェンス、ガードレール、道路標識）等に対する色彩の統一化。
- ・観光案内板等の案内看板類の統一化（色彩、規模）。
- ・橋梁等の建築物に対する色彩の統一化

② 色彩基準

部位	区域の定義	色相	明度	彩度
外壁	ベースカラー サブカラー	0.1R～4.9YR	4以上8未満	3以下
		5YR～5Y		4以下
		その他		2以下
外壁	アクセント カラー	0.1R～4.9YR	—	4以下
		5YR～5Y	—	4以下
		その他	—	3以下
屋根	屋根色	0.1R～4YR	6以下	3以下
		5YR～5Y		3以下
		その他		2以下



道路附属物、案内看板等の色彩は、外壁のベースカラーの範囲とする。



(2) 海の景観形成区域

日豊海岸国定公園は、昭和 49 年 2 月 15 日に指定を受けた大分県佐賀関半島から日向市美々津町に至る海岸部を主体とする公園であり、本圏域においては、門川町と日向市を跨ぐ延長約 30km を有している。

この日豊海岸国定公園及び沿線を景観形成区域に指定し、下記の事項等に取り組むことにより統一した景観形成を図る。

① 取り組む事項

- ・ 車窓から見た風景の適正な維持管理及び地域資源と連携した新たな植栽。
- ・ 道路附属物（フェンス、ガードレール、道路標識）等に対する色彩の統一化。
- ・ 観光案内板等の案内看板類の統一化（色彩、規模）。
- ・ 橋梁等の建築物に対する色彩の統一化

② 色彩基準

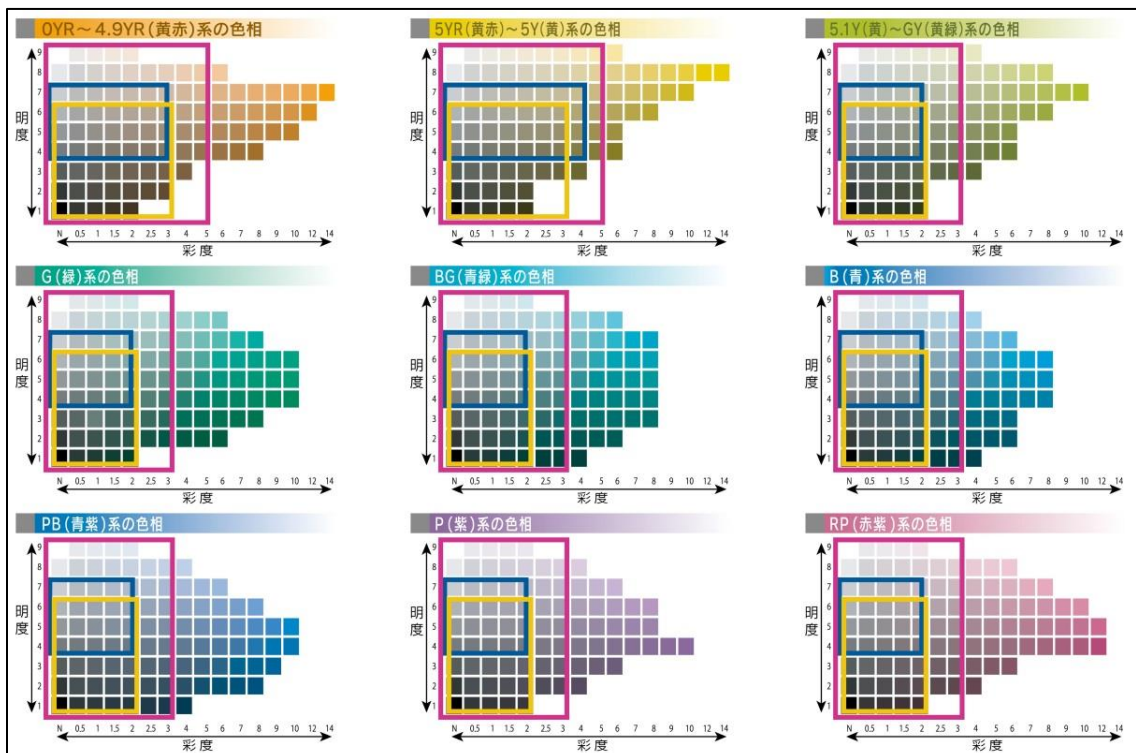
部位	区域の定義	色相	明度	彩度
外 壁	ベースカラー サブカラー	0.1R～4.9YR	4以上8未満	3 以下
		5YR～5Y		4 以下
		その他		2 以下
外 壁	アクセント カラー	0.1R～4.9YR	—	5 以下
		5YR～5Y	—	5 以下
		その他	—	3 以下
屋 根	屋 根 色	0.1R～4YR	6以下	3 以下
		5YR～5Y		3 以下
		その他		2 以下

凡例

- ベースカラー
- アクセントカラー
- 屋根色



道路附属物、案内看板等の色彩は、外壁のベースカラーの範囲とする。



6. 景観形成重点箇所

本重点箇所は、海や山、川等の風景を有し、その地域を代表する素晴らしい眺望スポットとなっていることから、下記の事項に取り組むことにより良好な景観の形成を図る。

(1) 取り組む事項

- ・ 現風景の適正な維持管理及び地域資源と連携した新たな植栽。
- ・ 道路附属物（フェンス、ガードレール、道路標識）等に対する色彩の統一化。
- ・ 観光案内板等の案内看板類の統一化（色彩、規模）。
- ・ 橋梁に対する色彩や規模

(2) 景観重点箇所一覧

市町村	地区	目標
日向市	美々津地区	耳川を取り巻く美しい自然とその先に広がる雄大な日向灘、緑豊かな権現崎、神武天皇にまつわる神話や伝統的建造物群などを活かして、歴史や文化が調和した景観形成を図る。
	米の山地区	雑木等の除去等や新規植栽により、周辺の山なみや太平洋の海原の眺望を確保するとともに、周辺環境と調和した景観形成を図る。
門川町	遠見山地区	遠見山から望める日豊海岸の美しい海岸線や桜の花を活かしながら景観形成を図る。
美郷町	石峠レイクランド周辺地区	桜並木とダム湖それに連なる山並みを活かした景観形成を図る。
諸塚村	塚原ダム周辺地区	国の有形文化財に登録され、景観的にも非常に優れている塚原ダムや、豊かなダム湖を活かした景観形成を図る。
椎葉村	上椎葉ダム周辺地区	周辺の自然と相まって美しい風景を形成している上椎葉ダムとダム湖を活かした景観形成を図る。
	十根川地区	「重要伝統的建造物群保存地区」である十根川地区の建物と調和した景観形成を図る。

7. 指針適用除外の考え方

次に挙げるような地区や建築物等のうち、一定の協議を経て、その色彩の合理性が確認できるものについては、本指針の適用外とする。

(1) 独自の色彩景観形成が進められている地区

地区計画や建築協定をはじめ、地域住民や関係団体等との協議をもとに、建築される建築物等

(2) 自然素材色を基調とした建築物等

(3) 他法令で色彩が規定されている建築物等

(4) その他景観審議会等の意見を聞いたうえで建築される建築物等

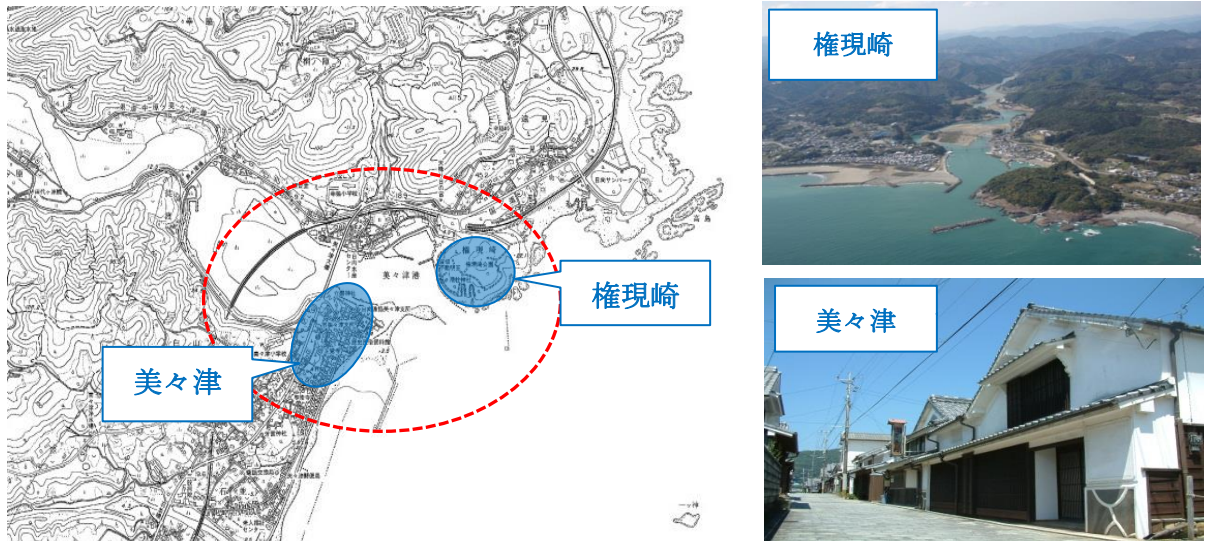
8. 市町村の取組

(1) 美々津地区（日向市）

① 現状と課題、将来像

本地域は、耳川の河口であることから、古来より、高瀬舟による入郷地区との交流や海を通じた京阪神との交易により、水・海運の要所として栄えた港町であり、耳川を取り巻く美しい自然とその先に広がる雄大な日向灘、緑豊かな権現崎を有し、神武天皇にまつわる神話、歴史ある神社や寺、昔を偲ばせる伝統的建造物群など多くの資源がある。このようなことから、これら素晴らしい景観や歴史・文化を守り、学び、育み、創りながら将来に引き継いでいくものとする。

② 詳細図



③ 具体的取組

場所	範囲	取組内容
1	美々津地区	歴史・文化・自然景観と調和した景観づくりのルールを策定するとともに、伝建地区の建物を活かした景観づくりを推進する。
2	権現崎	緑豊かな権現崎の常緑樹を活かしながら、周辺の自然景観（耳川、日向灘）と調和した景観づくりを推進する。

(2) 米の山地区（日向市）

① 現状と課題、将来像

米の山は、日豊海岸固定公園内に位置し、周辺のリアス式海岸や緑豊かな自然を有している。日向岬等を周回する道路沿いや山腹に桜等が植栽されているが、周囲の雑木や雑草等に覆われており景観を損ねている。このようなことから、既存桜周辺の雑木等を除去し、周辺の山なみや太平洋の海原の眺望の確保、またグリーンパーク周辺に新規植栽を施し、周辺環境と調和した景観づくりを図る。

② 詳細図



③ 具体的取組

場所	範囲	取組内容
1	米ノ山周辺	既存樹の桜等を保全・活用し、また一部補植を行い、周辺の自然景観の眺望を確保するために雑木類の伐採を行う。
2	グリーンパーク	新規植栽を行い、既存施設や周辺の自然景観と調和を図る。
3	周辺道路	既存樹の桜等を保全・活用し、また一部補植を行い、周辺の自然景観の眺望を確保するために雑木類の伐採を行う。

(3) 遠見山地区（門川町）

① 現状と課題、将来像

遠見半島の最先端にある遠見山は、日豊海岸国定公園内に位置し、標高 308mである。山道を行くと、さっと視界が開け、リアス式海岸の美しい風景が広がり、展望台からは海に浮かぶビロウ島を眺めることができる。約 10 キロのウォーキングコースも整備されており、美しい自然を満喫できる。また、春には日豊海岸の美しい風景とともに約千本ある桜の花を楽しむことができる。この素晴らしい自然景観を保全・活用していく。

② 詳細図



③ 具体的取組

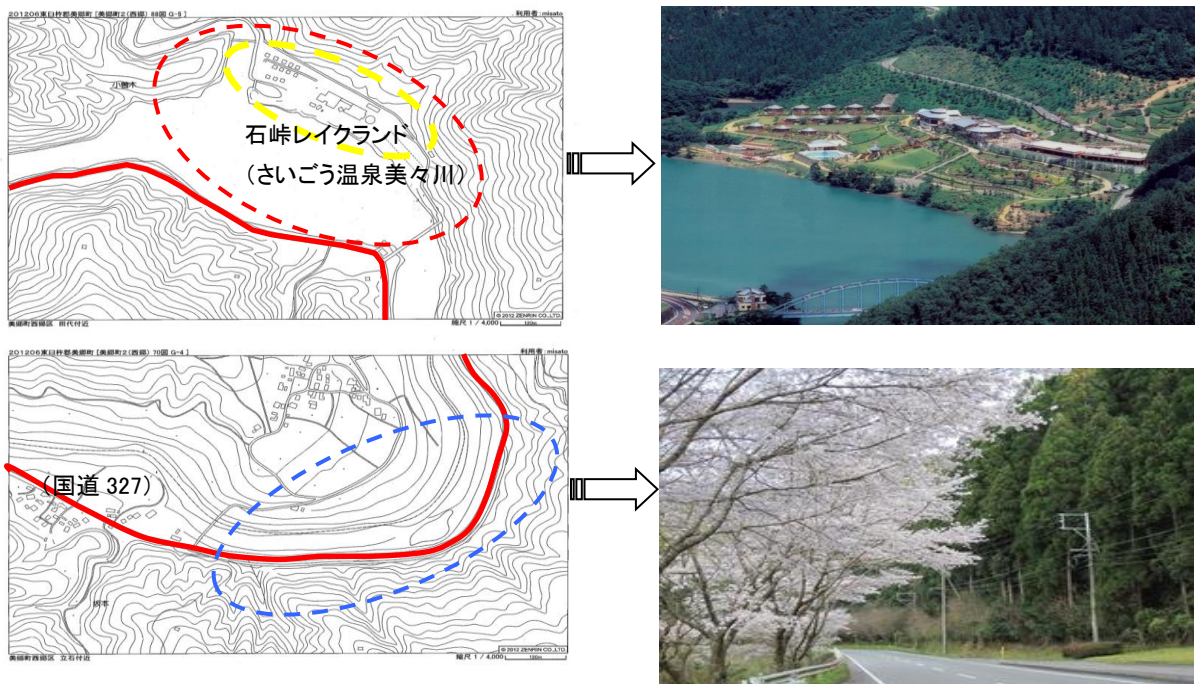
場所	範囲	取組内容
1	遠見山森林公園	地元と関係部署の協力を得ながら、引き続きこの良好な景観を保持していく。
2	周辺道路	町道曾根～米の山線の景観に配慮した維持・改良を計画的に行う。

(4) 石峠レイクランド周辺（美郷町）

① 現状と課題、将来像

国道 327 号沿いの石峠レイクランド周辺と沿線の桜並木は、美郷町の玄関口として、緑豊かな本町のイメージ形成に重要な役割を占めるため、桜並木とダム湖それに連なる山並みなどを最大限に活かした景観形成に取り組んでいく。

② 詳細図



③ 具体的取組

場所	範囲	取組内容
1	石峠レイクランド (さいごう温泉美々川)	町において、周辺の自然景観と調和を図るため、既存施設の整備を行う。
2	周辺道路（国道 327 号）	県土整備部と連携し、国道 327 号沿線にある既存樹の桜等を保全・活用し、周辺との四季折々の自然を楽しむ空間を確保するため沿線の整備を行う。

(5) 塚原ダム周辺地区（諸塚村）

① 現状と課題、将来像

塚原ダムは、昭和13年に建設され、国の有形文化財に登録されるなど、景観的にも非常に優れたダムであるが、国道327号からの眺望において、立木が視界を阻害している状況にある。このため、視界を遮る立木の伐採等を行い、ダムの眺望の確保を図る。

② 詳細図



③ 具体的取組

場所	範囲	取組内容
1	諸塚ダム下流側周辺	立木の伐採等により、ダム湖を望む視点場の整備を行う。

(6) 上椎葉ダム周辺地区（椎葉村）

① 現状と課題、将来像

上椎葉ダムは、わが国初の大規模アーチ式ダムとして昭和30年に完成した。このダムによる人工湖は「新平家物語」の著者でもある吉川英治氏により「日向椎葉湖」と命名されており、ダム湖周辺は九州中央山地国定公園となっている。これまで、ダム周辺等における景観整備は桜の植樹や公園の施設整備を中心に行われてきたが、公園以外の視点場及び道路からの景観整備は計画的に実施されていない現状である。周辺道路からの眺望の確保や景観に配慮した工作物の設置を行うため、道路管理者及び関係機関と連携をとり景観整備に取り組む。

② 詳細図



③ 具体的取組

場所	範囲	取組内容
1	上椎葉ダム周辺	女神像公園周辺において、桜等の既存樹の保全・活用を行う。また、ダムを眺望できる視点場の確保を図る。
2	周辺道路	ダムまでのアクセス道や女神像公園周辺において、道路工作物（安全施設含）の施工においては周辺景観と調和する内容とするように関係機関と協議を行う。また、ダム湖等を眺望できる視点場の確保を図る。

(7) 十根川地区（椎葉村）

① 現状と課題、将来像

十根川地区は日向灘に注ぐ耳川の支流・十根川上流、標高 550m の山あいにある。険しい斜面に棚田と石垣、そして伝統的な「椎葉型」と呼ばれる建築様式からなる集落群。古くから続く椎葉の伝統的景観は平成 10 年に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された。地域や行政により建物の保存、修理が行われ建物等の保全が行われているが、それ以外の工作物などが建築物と調和するように誘導を図る。

② 詳細図



③ 具体的取組

場所	範囲	取組内容
1	十根川・大久保地区	集落景観と不調和な派手な色彩の独立看板・のぼり旗等の規制や色あせたトタン等の建物の改修、又物品の堆積による周辺と不調和な状態の改善を行う。 また、鉄塔や電線・電柱は集落、山並みの景観を阻害しないように配置、色彩への配慮を行う。
2	周辺道路	道路工作物は集落景観と調和した色彩で整備する。